

財政健全化と持続可能な成長を通じた経済の形成

2025～26年度香港予算案



The better the question.
The better the answer.
The better the world works.



EY 安永

Shape the future
with confidence
聚信心 塑未来



主なポイント



知的財産支出に対する損金算入措置を

見直し



各種社会保障給付金を

半月分

追加支給

海運部門に関する現行の税制措置を

強化



100香港ドルの印紙税が課される不動産の最大
価値を300万香港ドルから

400万香港ドル

に引き上げ



適格な商品取引業者に対して税率を

半減する

優遇措置を導入



航空旅客出国税を、
旅客1人当たり120香港ドルから

200香港ドル

に引き上げ



船舶燃料補給用グリーンメタノール向けの

非課税扱い



人材・投資家向けビザの申請料は600香港ドルと
なり、発行費用は滞在期間に応じて600香港ドル
または1,300香港ドルに

引き上げ



来年は商業用土地の売却を

中止



公共交通運賃補助制度の下で、補助金徴収の
基準を400香港ドルから

500香港ドル

に引き上げ



2024～25年度においては、事業所得税、給与所得
税およびパーソナル・アセスメントについて、税額
の100%または1,500香港ドルのいずれか小さい
金額を

税額控除



高齢者・障がい者向け公共交通費の割引制度で
ある「80%割引による2香港ドル定額運賃」制度の
下での、2香港ドルの割引回数

月間240回

に制限



2025～26年度の第1四半期において、香港域内外
の不動産税(レーツ)について、500香港ドルを上限
として

免除



今後5年間、毎年1,500億香港ドルから

1,950億香港ドル

の債券を発行



総評

財務長官は2025～26年度予算案において、2028～29年度以降の財政黒字への回復を目指し、「強化版」の財政健全化プログラムを打ち出すとともに、経済刺激に向けた基盤強化、新たな生産力の育成、北部都市圏の開発に関する計画の詳細を発表しました。

財政健全化の強化策

「強化版」の財政健全化プログラムでは、政府の経常支出削減率を従来の1%から2%に引き上げ、その実施期間を2027～28年度まで2年間延長することとしています。これに伴い、人材の効率的活用を進めることで、香港政府全体で約1万人分の公務員が削減される見通しです。また、2025～26年度における公務員給与は据え置かれることになりました。

基幹産業と新たな生産力の強化

香港の国際金融センターとしての地位を強化するため、香港証券取引所は、東南アジア諸国連合（ASEAN）および中東地域でのプロモーション活動を強化します。この取り組みは、より多くのプライベートエクイティ・ファンドが香港での上場を検討するよう促すことを目的としています。また、最新の経済動向や企業ニーズに合わせて上場要件の見直しを行います。

また、2028年までに世界最大の国境を越えたウェルスマネジメント・センターとしての地位を確立するという取り組みの一環として、シングルファミリーオフィスが運用するファンドや同族投資持株会社への優遇税制や、プライベートエクイティ・ファンドによるキャリド・インタレストに対する優遇税制の強化といった提案も策定されています。

香港を国際海運センターとしてさらに発展させるため、財務長官は、適格な商品取引業者に対して税率を半分にする優遇措置の導入方針を示しました。

新たな質の高い生産性として、香港は人工知能を中核産業として確立するとともに、伝統的な産業の高度化と変革を支援する取り組みを進めていく方針です。

知的財産（以下、「IP」）は、新興産業の発展にとって重要な基盤です。この点について、財務長官は、(i) IPの使用権を取得するための一括ライセンス料、(ii) 関連会社からのIPまたはIP使用権の購入に伴う関連費用（いずれも現在は損金不算入）など、さまざまな関連する費用の損金算入措置を検討する方針を表明しました。この提案の目的は、香港における知的財産集約型産業の発展を加速し、知的財産取引の成長を促進することにあります。



北部都市圏

財務長官は、北部都市圏の発展が香港の社会的・経済的発展にとって極めて重要であることを強調しました。これにより、イノベーションとテクノロジー産業の成長を促進し、グレーターベイエリアの開発へのより一層の関与を可能とするとともに、香港市民に質の高いキャリア開発の機会の提供と生活環境の創出をすることにつながります。

この開発プロジェクトや、市民の生活向上を目的としたその他の重要なインフラプロジェクトの資金を調達するため、2025～26年度から2029～30年度までの5年間で、毎年約1,500億香港ドル～1,950億香港ドル相当の債券を発行する予定です。

財政黒字への回復

香港の財政準備高は、累積債券発行による収入から償還分を差し引いた収入を考慮すると、2030年3月31日時点で約5,790億香港ドルになると推定され、これはその時点のGDPの約13.9%、つまり政府支出の約8カ月分に相当します。

財務長官は、2025年10月から空港出国税を120香港ドルから200香港ドルに引き上げる以外、新たな税金を提案せずに一定期間にわたって財政均衡を図ろうとしています。本空港出国税の調整により、年間16億香港ドルの追加収入が見込まれます。

今回の予算で発表された一連の措置は、香港が直面している財政赤字が構造的なものではなく、主に景気循環的なものであるという財務長官の見解と一致しています。北部都市圏の開発と香港の経済力強化に重点を置くことは、将来への長期的な投資と位置付けられています。これらの取り組みは、香港に長期的には、大きな経済的利益をもたらし、投資回収になると期待されています。



主な税制・ビジネス関連施策

財務長官が予算案で説明した主な税制・ビジネス関連施策は以下の通りです。

2025年のグローバル・ミニマム税と国内ミニマム税の導入

財務長官は、グローバル・ミニマム課税と香港ミニマムトップアップ税(以下、「HKMTT」)を2025年1月1日から施行するための法案が立法会に提出されたことを明らかにしました¹。この提案により、2027~28年度から毎年約150億香港ドルの税収を政府にもたらすこととなります。

これらの措置の導入は、香港が経済協力開発機構(OECD)の包括的フレームワークの一員として、国際的な税務上の義務に沿ったものであり、対象となる多国籍企業(以下、「MNE」)グループが香港に所在する軽税率構成事業体に対する香港の課税権を保護する手段でもあります。

外国企業の香港への本拠地移転に関する法案

財務長官は、他の国・地域で設立または本拠地を置く企業が香港に本拠地移転できるようにする法案が立法会に提出されたことを明らかにしました。

当該法案が可決された場合、外国で設立または本拠地を置く企業は香港に本拠地移転することが可能となり、当該企業の法的アイデンティティが維持され、事業の継続性が維持されることとなります。

香港に本拠地移転をした後、その法人設立地または元の本拠地所在地にて求められる経済的実体要件などの規制要件を順守する必要がなくなります。

さらに、グローバル・ミニマム税制の導入により、大規模MNEが事業を行う全ての国・地域で最低15%の税率が義務付けられることとなります。これにより、MNEにとって、従来の軽税率国・地域に事業体を設立することの魅力がさらに低下することになるでしょう。

これにより、そのようなMNEが保有する香港域外の投資持株会社や事業会社について、香港という、法の支配による強固な伝統に裏付けられ、ビジネスのしやすさで知られる地域へ本拠地を移転するニーズが生まれることでしょう。

この法案では、本拠地移転会社の未実現利益について、移転時に外国で支払った税金に対する片務的な税額控除措置が規定されています。この税額控除は、香港において利益が実現した際に再度課税される場合、香港の事業所得税に対して適用することができます。

本拠地を移転してきた会社は香港で設立された会社と見なされ、香港居住者として認められることにより、香港のほとんどの租税条約および国際的な最低税率を享受することができます。これにより、香港が提案する本拠地移転制度の魅力がさらに高まるでしょう。

一方で、本拠地移転会社は実質的に香港設立会社として取り扱われるため、改正会社法の規定全てを順守することが求められるため、本拠地移転会社の株式譲渡については香港印紙税が課される可能性があります。法案には印紙税の免除または軽減に関する規定が設けられていないことに留意すべきです。

¹ グローバル・ミニマム税とHKMTTの詳細については、EYの[香港タックスアラート](#)をご参照ください。

国際海運センターとしての香港のさらなる発展に向けた優遇税制措置の強化

財務長官は、香港を国際海運センターとしてさらに発展させる手段として、適格な商品取引業者に対する優遇税制措置を導入すると発表しました。

船舶所有者、船舶運航事業者、船舶マネジメント事業者および現物商品の適格な取引業者は伝統的な海運セクターにおける重要なビジネス主体です。これらの業者は海運クラスターの中核を成し、海上輸送や関連する海事サービスについてビジネス需要を創出しています。

適格な商品取引業者は、貨物(砂糖や米などの農産物、石油製品、鉄、鉱石、石炭などの原材料など、コンテナ積みされていない商品)の所有者です。これらの取引業者は多くの場合、自社所有または子会社を通じてチャーターした船隊を管理し、貨物を港から港へ輸送して買主に届けます。そのため、貨物輸送用の船舶を提供する船舶所有者と密接な関係にあります。これらの船舶所有者は、関連する海運業務に携わる船舶マネジメント事業者や運航事業者によって支えられています。もし香港に拠点を設ける現物商品取引業者を増やすことができれば、香港の海運業界にさらに大きなビジネスチャンスが生まれる可能性があります。

また財務長官は、香港をはじめとする多くの国・地域でグローバル税源浸食防止(以下、「GloBE」)ルールの導入を踏まえ、政府がオペレーティング・リースに基づく船舶リース事業者に対し、船舶取得費用の損金算入を認める意向を示しました。この損金算入案は、現行の当該企業に対する名目上の課税標準引き下げに代わるものと見られます。現行の名目上の課税標準の引き下げでは、最低実効税率(以下、「ETR」)が引き下げられ、その結果、GloBEルールに基づくトップアップ税が課されるという心配があります。しかし、今回認められる損金算入については、当該企業のETRは引き下げられない見込みです。

私募ファンド、シングルファミリーオフィス、キャリアード・インタレストに対する優遇税制の強化

財務長官は、政府が今年中に、これらの優遇税制を強化するための提案を策定することを示唆しました。

政府が以前に発表したコンサルテーション・ペーパーに基づき、改訂案には、対象資産の範囲を拡大し、香港域外に所在する不動産、排出デリバティブ／排出枠・炭素クレジット、保険連動証券、非法人の個人事業体の持分、貸付金、プライベートクレジット投資、仮想資産などが含まれます。

特に、貸付金やプライベートクレジット投資を含む対象資産の拡大案は、この業界において長年の要望でした。

現行法では、私募ファンドや同族投資持株会社による債券取引から得られる所得は、非課税扱いとなっています。ただし、これらの債券から得られる受取利息は、付随所得として分類されます。付随所得としての受取利息に対する非課税措置には制限があり、具体的には、受取利息が総所得の5%を超えてはなりません。この基準額を超えた場合、受取利息の全額が課税対象となります。

改訂案では、このような利子所得は、制限無く免税対象として扱われる予定です。

一方で、私募ファンドについては、現在は義務付けられていない税務報告要件や実質的な活動要件の導入案は、業界からはあまり好意的に受け止められていません。

EYは、対象資産の範囲拡大案を歓迎しますが、私募ファンドに対する追加的な税務報告義務や実質的活動要件の導入については、政府がさらにそのメリットとデメリットを検討する必要があると考えています。



予算案作成上の主要な仮定、予測および基準

2025～26年度から2029～30年度の中期予測における仮定

- 予測期間の実質GDP成長率は、2025年を2%～3%、2026年～29年のトレンドを2.9%と見積
- 投資利益率は、2025年を4.4%、その後2026～29年にかけては年間2.7%～4.7%と見積
- 2026～27年度以降の土地売却収入をGDPの2%と見積
- 2029年3月31日時点の財政準備金の予測残高は、前は8,322億香港ドルと見積もられていたが、今回は5,541億香港ドルへと修正された（その年度のGDPの14.0%に相当）。また、30年3月31日時点の財政準備金の予測残高は、5,791億香港ドルと見積もられている（その年度のGDPの13.9%に相当）。

予算案作成基準

- 予算収支
長期的に総合収支の均衡を維持
- 歳出方針
長期的な経済成長率に対応した公共支出
- 利益準備金
収益からの実質利回りを長期的に維持
- 財政準備金
長期的に適切な準備金を維持

中期予測と財政準備金（単位：10億香港ドル）

年度	2024～25 (改訂後)	2025～26	2026～27	2027～28	2028～29	2029～30
一般会計歳入	526.8	621.2	663.2	681.6	699.6	738.2
一般会計歳出	(599.9)	(624.2)	(634.8)	(640.6)	(657.3)	(682.3)
一般会計収支	(73.1)	(3.1)	28.4	41.0	42.3	55.8
資本会計歳入	32.7	38.3	51.7	76.9	82.1	99.9
資本会計歳出	(154.8)	(198.1)	(200.6)	(195.4)	(184.2)	(187.5)
政庁債返済前の資本剰余金	(122.1)	(159.8)	(148.9)	(118.5)	(102.1)	(87.6)
付加：政庁債発行による 正味収入	130.0	150.0	160.0	195.0	190.0	190.0
控除：政庁債の償還	(22.1)	(54.1)	(59.5)	(134.3)	(119.6)	(133.2)
総合収支	(87.2)	(67.0)	(20.0)	(16.8)	10.6	25.0
3月31日時点の財政準備金	647.3	580.3	560.3	543.5	554.1	579.1

出典：“Appendices”, The Budget 2025-26, Hong Kong SAR Government, 2025, www.budget.gov.hk/2025/eng/pdf/e_appendices_a.pdf (2025年2月28日アクセス)を基にEY作成

香港の税制

給与所得税

給与所得税は、一定の現物給与を含む香港を源泉とする給与所得に対して課税されます。住宅手当については、税制上の優遇措置があり、一般的に住宅手当以外の給与の10%がみなし家賃として給与所得に加算されます。

その他の免除規定には以下のものが含まれます。

- 香港および香港外の雇用契約の双方について60日基準による免除規定
- 香港外の雇用契約の場合、滞在日数基準での課税

税率と所得控除

給与所得税の税額は以下で計算した金額のいずれか低い方となります。

- 所得控除後、人的所得控除前の課税対象所得に標準税率15%(500万香港ドルまで) / 16%(500万1香港ドル以上)を乗じた金額
- 所得控除および人的所得控除後の課税対象所得に以下の累進税率を乗じた金額

累進税率	2025~26
HK\$50,000まで	2%
HK\$50,001からHK\$100,000まで	6%
HK\$100,001からHK\$150,000まで	10%
HK\$150,001からHK\$200,000まで	14%
HK\$200,001以上	17%

累進税率	2024~25
HK\$50,000まで	2%
HK\$50,001からHK\$100,000まで	6%
HK\$100,001からHK\$150,000まで	10%
HK\$150,001からHK\$200,000まで	14%
HK\$200,001以上	17%

人的所得控除	2025~26 HK\$	2024~25 HK\$
基礎控除(独身)	132,000	132,000
基礎控除(既婚)*	264,000	264,000
扶養子控除(1人につき) 第1子から第9子まで		
▪ 誕生年度	260,000	260,000
▪ 翌年度以降	130,000	130,000
扶養父母・祖父母控除(1人につき) 60歳以上		
▪ 同居の場合	100,000	100,000
▪ 別居の場合	50,000	50,000
55歳から59歳まで		
▪ 同居の場合	50,000	50,000
▪ 別居の場合	25,000	25,000
扶養兄弟姉妹控除(1人につき)	37,500	37,500
寡婦(夫)控除	132,000	132,000
障がい者控除	75,000	75,000
扶養障がい者控除	75,000	75,000

* 既婚者でその配偶者に課税所得が発生していないか、配偶者ととも合算申告を選択した場合に認められます。

自己学習費用およびその他の控除(限度額)	2025~26 HK\$	2024~25 HK\$
自己学習費用	100,000	100,000
高齢者在宅介護費用控除	100,000	100,000
住宅ローン控除 ¹		
▪ 基本分	100,000	100,000
▪ 追加分	20,000	20,000
住宅賃借料		
▪ 基本分	100,000	100,000
▪ 追加分	20,000	20,000
退職金給付に対する強制積立	18,000	18,000
年金保険料およびMPFへの自発的な拠出金	60,000	60,000
任意健康保険制度での保険料(1人に付き) ²	8,000	8,000
慈善寄付金	課税所得の 35%まで	課税所得の 35%まで
生殖補助医療にかかる費用	100,000	100,000

1. 控除期間: 20年

2. 納税者または配偶者の祖父母、両親、兄弟姉妹を対象とする特定の親族に適用

出典: "Supplement", The Budget 2025-26, Hong Kong SAR Government, 2025, www.budget.gov.hk/2025/eng/pdf/e_supplement02.pdf (2025年2月28日アクセス)を基にEY作成

事業所得税

- 課税対象：課税所得は、会計上の利益に税法で定められた加減算調整を行って算出されます。
- 税率：法人 - 16.5%* その他 - 15%*

* 2018~19年度から適用されている二段階の事業所得税率制度により、法人および非法人事業の利益の200万香港ドルまでの税率は半分となり、残りの利益は上記の通常税率で課税されます。

しかし、「関連当事者(Connected Entities)」に関しては、同一査定期間において、1社のみが二段階の事業所得税率制度を適用できます。

- 欠損金の繰越：税務上の欠損金は、租税回避が疑われる場合を除き永久に繰越可能です。
- キャピタルゲイン：非課税です(国外源泉所得非課税制度の対象となる)。
- 受取配当金：非課税です(国外源泉所得非課税制度の対象となる)。源泉徴収もされません。
- 慈善寄付金：課税所得の35%までは損金算入可能です。
- 非居住者に対するロイヤリティ支払

実効源泉徴収税率*			
関係	支払先	法人	法人以外
非関連者		4.95%	4.5%
一定の要件を満たす関連者		16.5%	15%

* 二段階の事業所得税率制度および二重課税防止協定の適用により税率が軽減される場合があります。

グローバル・国内ミニマム課税制度*

- 課税メカニズム：所得合算ルールにおけるグローバル・国内ミニマム課税および香港ミニマムトップアップ税が、2025年1月1日以降に開始する事業年度より、軽課税所得ルールは政府によって後日公表される日付より適用されます。
- 対象グループは、当年度の直前4事業年度のうち、少なくとも2事業年度において、年間連結売上が7億5,000万ユーロ以上の多国籍企業とされます。
- トップアップ税率：香港の実効税率と最低税率15%の差額

* 関連する法案は現在も立法会にて審議中。

印紙税

- 株式の譲渡：0.2%
- 不動産の譲渡

従価印紙税 第2基準税率		
現行(HK\$)	基準税率 ^{1,2} (HK\$)	税率
300万以下	400万以下	HK\$100
300万 - 450万	400万 - 450万	1.50%
450万 - 600万	450万 - 600万	2.25%
600万 - 900万	600万 - 900万	3.00%
900万 - 2,000万	900万 - 2,000万	3.75%
2,000万以上	2,000万以上	4.25%

1 2025年2月26日以降に締結された不動産契約に適用されます。

2 マージナル・リリーフ(軽減措置)の対象となります。

- 90%以上の持株関係を有するグループ会社間での株式・不動産の譲渡：免除

資産所得税

香港内の不動産を所有し賃貸する個人は、賃貸料収入の80%に対して15%の標準税率で課税されます。一方、法人の不動産賃貸収入は資産所得税の対象とならず、事業所得税として課税されます。

相続税

香港では2006年2月11日以降に亡くなった被相続人の財産に相続税はかかりません。

その他の税金と費用

空港利用税

120香港ドル / 200香港ドル(2025年第3四半期から)
(12歳未満は免除)

賭博税

- 競馬：総利益に対し複数の税率
- マークシックス：売上の25%
- サッカーくじ：総利益の50%

事業登録税

- 1年分の登録と賦課金：2,350香港ドル
- 3年分の登録と賦課金：5,650香港ドル

資本登録税

2012年6月1日付で全廃されました。

ホテル宿泊税：3%(2025年1月1日以降)

物品税

酒、たばこおよび炭素(燃料)に複数の税率

自動車登録税

私有車およびその他の車両の課税評価額に132%までの限界税率を適用



Hong Kong office

Jasmine Lee, Managing Partner, Hong Kong & Macau

27/F One Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong

Tel: +852 2846 9888 Fax: +852 2868 4432

Non-financial Services			Financial Services	
Wilson Cheng Tax Leader for Hong Kong and Macau +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com			Paul Ho Tax Leader for Hong Kong +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	
Business Tax Services / Global Compliance and Reporting			Business Tax Services / Global Compliance and Reporting	
Hong Kong Tax Services			Hong Kong Tax Services	
Wilson Cheng +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com	Jacqueline Chow +852 2629 3122 jacqueline.chow@hk.ey.com	Ryan Dhillon +852 3752 4703 ryan.dhillon@hk.ey.com	Paul Ho +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	Ming Lam +852 2849 9265 ming.lam@hk.ey.com
Tracy Ho +852 2846 9065 tracy.ho@hk.ey.com	Ada Ma +852 2849 9391 ada.ma@hk.ey.com	Jennifer Kam +852 2846 9755 jennifer.kam@hk.ey.com	Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com	Helen Mok +852 2849 9279 helen.mok@hk.ey.com
May Leung +852 2629 3089 may.leung@hk.ey.com	Karina Wong +852 2849 9175 karina.wong@hk.ey.com	Leo Wong +852 2849 9165 leo.wong@hk.ey.com	Customer Tax Operations and Reporting Services	
Ricky Tam +852 2629 3752 ricky.tam@hk.ey.com	Susan Kwong +852 2629 3117 susan.tm.kwong@hk.ey.com		Paul Ho +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	
China Tax Services			US Tax Services	
Ivan Chan +852 2629 3828 ivan.chan@hk.ey.com			Camelia Ho +852 2849 9150 camelia.ho@hk.ey.com	
Payroll Operate	Accounting Compliance and Reporting			
Vincent Hu +852 3752 4885 vincent-wh.hu@hk.ey.com	Linda Liu +86 21 2228 2801 linda-sy.liu@cn.ey.com	Cecilia Feng +852 2846 9735 cecilia.feng@hk.ey.com		
International Tax and Transaction Services			International Tax and Transaction Services	
International Tax Services	Transfer Pricing Services		International Tax Services	
Winnie Kwan +852 2629 3211 winnie.yw.kwan@ey.com	Sangeeth Aiyappa +852 2629 3989 sangeeth.aiyappa@hk.ey.com	Martin Richter +852 2629 3938 martin.richter@hk.ey.com	Sophie Lindsay +852 3189 4589 sophie.lindsay@hk.ey.com	Maggie Mang +852 3471 2759 maggie.mang@hk.ey.com
	Kenny Wei +852 2629 3941 kenny.wei@hk.ey.com		Transfer Pricing Services	
Transaction Tax Services			Ka Lok Chu +852 2629 3044 kalok.chu@hk.ey.com	Justin Kyte +852 2629 3880 justin.kyte@hk.ey.com
Jane Hui +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com	Jasmine Tian +852 2629 3738 jasmine.tian@ey.com	Emma Campbell +852 2629 1714 emma.ef.campbell@ey.com	Transaction Tax Services	
People Advisory Services			Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com	
William Cheung +852 2629 3025 william.cheung@hk.ey.com	Christina Li +852 2629 3664 christina.li@hk.ey.com	Emily Chan +852 2629 3250 emily-my.chan@hk.ey.com	Tax Technology and Transformation Services	
Winnie Walker +852 2629 3693 winnie.walker@hk.ey.com	Paul Wen +852 2629 3876 paul.wen@hk.ey.com		Robert Hardesty +852 2629 3291 robert.hardesty@hk.ey.com	
Asia-Pacific Tax Centre				
Tax Technology and Transformation Services		International Tax and Transaction Services		
Albert Lee +852 2629 3318 albert.lee@hk.ey.com		US Tax Desk		
		Jeremy Litton +852 3471 2783 jeremy.litton@hk.ey.com		

EY | Building a better working world

EY exists to build a better working world, helping to create long-term value for clients, people and society and build trust in the capital markets.

Enabled by data and technology, diverse EY teams in over 150 countries provide trust through assurance and help clients grow, transform and operate.

Working across assurance, consulting, law, strategy, tax and transactions, EY teams ask better questions to find new answers for the complex issues facing our world today.

All in to shape the future with confidence.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients, nor does it own or control any member firm or act as the headquarters of any member firm.

Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit ey.com.

About EY's Tax services

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

© 2025 Ernst & Young Tax Services Limited.
All Rights Reserved.

04447-226Jpn ED None.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/china



Follow us on WeChat
Scan the QR code and stay up-to-date
with the latest EY news.